

令和2年8月25日

鳥取県議会議長 藤縄 喜和 様

福祉生活病院常任委員長 坂野 経三郎

議案第1号に対する修正案

議案第1号「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

議案第1号「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(県民及び事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うための対策及びクラスター対策を<u>適切に講じている</u>県内の事業者であって、新型コロナウイルス感染症の流行による売上の減少その他これに類する事実が生じたものに対して、その商品又はサービスを積極的に購入し、又は利用するなどして、その事業活動を応援するよう努めるものとする。</p> <p>(まん延防止のための措置)</p> <p>第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しく</p>	<p>(県民及び事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うための対策及びクラスター対策を<u>十分に実施している</u>県内の事業者であって、新型コロナウイルス感染症の流行による売上の減少その他これに類する事実が生じたものに対して、その商品又はサービスを積極的に購入し、又は利用するなどして、その事業活動を応援するよう努めるものとする。</p> <p>(まん延防止のための措置)</p> <p>第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しく</p>

は管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 略

3 第1項の規定により施設の全部又は一部の使用を停止した場合において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者の他にクラスターの発生の原因について責めに任ずべき者があるとき（クラスターが当該者の故意により生じたものである場合に限る。）又は施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者がクラスター対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生したものと知事が認めるときは、県は、当該施設使用者に対し協力金を給付するものとする。

は管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、当該施設の全部又は一部の使用を停止し、全ての従業者、利用者又は参加者に周知するとともに、当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 第1項の規定により施設の全部又は一部の使用を停止した場合において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者の他にクラスターの発生の原因について責めに任ずべき者があるとき（クラスターが当該者の故意により生じたものである場合に限る。）又は施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者がクラスターの発生を防止するための十分な措置を講じていたにもかかわらずクラスターが発生したものと知事が認めるときは、県は、当該施設使用者に対し協力金を給付することができる。

(公表)

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、感染症予防法第16条第1項の規定による公表とみなして、同条の規定を適用する。

3 第1項の規定による公表に当たっては、従業者、利用者又は参加者の氏名、住所その他の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は施設使用者の事業を不当に害する情報を公にしてはならない。ただ

(公表)

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

2 前項本文の公表は、クラスターが発生した施設又は催物を県民が容易に知ることができるよう、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表に当たっては、従業者、利用者又は参加者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報を公にし、又は公益若しくは施設使用者の事業を不当に害してはならない。

し、積極的疫学調査を的確かつ迅速に実施するためその他新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、これに必要な最小限度のものを公にすることができる。

4 知事は、第1項の規定による公表を行った場合において、当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(必要な措置の勧告)

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を

(必要な措置の指示)

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による措置をとらないとき (措置の内容が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する上で十分でないときを含む。) は、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部を閉鎖すること及び新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を講ずることを指示することができる。

2 前項の指示を受けた者は、当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を十分に講

防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

- 3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

じたときは、その旨を知事に申し立てることができる。

- 3 知事は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てに係る対策が適切であると認めるときは、第1項の規定による指示を解除するものとする。

(聴聞の特例)

第9条 知事は、前条第1項の規定による指示をしようとするときは、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。この場合において、行政手続条例第15条第1項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「直ちに」とする。

(必要な最小限度の措置)

第9条 第7条第1項の規定による公表及び前条第1項の規定による勧告は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応)

第10条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者(患者であった者を含む。以下同じ。)及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、新型コロナウイルス感

(必要な最小限度の措置)

第10条 第7条第1項の規定による公表及び第8条第1項の規定による指示は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応)

第11条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染していること又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動をしてはならない。

染症の患者及びその家族のプライバシーを侵害してはならない。

4 県は、第2項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動若しくは不当な差別的取扱い又は前項に規定するプライバシーの侵害（以下この項において「誹謗中傷等」という。）が行われないようにするため、予算の範囲内で、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷等を被った者に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 略

3 県は、前項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 略